

第2節 グローバリゼーションの進展と制度構築

要旨

1. これまでのルール・メイキングの進展

19世紀半ば以降の国際的なルール・メイキングの歴史を振り返ると、郵便、通信、度量衡といった国境を越える経済活動円滑化のためのルール整備から、1980年代以降には国内制度調整へと深化している。国際的なルール構築の要請は、水際措置から国内措置へ、貿易分野から非貿易分野へと対象範囲を拡大している。

2. 新たな分野におけるルール・メイキング

21世紀初頭の重要課題は、投資、競争政策、電子商取引分野の制度構築であり、多様なフォーラムにおいて検討が行われている。まず、各国の経済成長に大きく寄与している直接投資は、これまでOECDの場における検討や二国間投資協定(BIT)の締結が活発に行われてきたが、包括的なルールは未整備である。競争政策は、大規模な合併や提携への対応、競争法の国際的なハーモナイゼーションの必要性が高まっている。電子商取引については、市場の急速な発展に対応して、商取引のルール、電子署名、プライバシー保護等について国際ルールの整備が急務となっている。

3. 21世紀型ルール・メイキングへ向けて

国際社会におけるルール・メイキングは、交渉参加国の増加や対象分野の多様化が進んでいる。こうした状況に対応してルール・メイキングを進めていくためには、多様性を認めていくことが必要である。例えば、協定への参加者を弾力化する、制度の統一化を図るのではなく一定の自由度を認めるアプローチを採用する方法が考えられる。また、途上国に対して、新たな交渉に参加するインセンティブを与えると同時に、合意されたルールの履行を確保するための体制整備を行うため、途上国の能力向上が重要である。さらに、ルール・メイキングの迅速化が求められている中で、国際会計基準や国際標準等、専門性や能力の優れた民間部門がルール・メイキングの主体となる分野も出てきている。こうした分野における政府の役割も重要性を増している。例えば、我が国の優れた技術が国際標準となるよう、アジア太平洋諸国との協力関係の構築等、戦略的な取組みを展開していくことが必要である。

1. これまでのルール・メイキングの進展

(1) 第二次世界大戦以前の国際的ルール・メイキング～基本的な経済活動の円滑化

19世紀半ばから、欧州を中心に、国境を越える経済活動が活発化し、科学技術が飛躍的に進歩するに伴い、多数国間での共通のルール・メイキングが行われるようになった。ただし、この時期は、非常に限定された分野、かつ限定された地域内での制度のハーモナイゼーションであった。

例えば、19世紀半ばにライン河やダニューブ河等、複数国の領域を貫流する河川の航行の自由を認める国際河川委員会が設置された。19世紀後半には、欧米諸国を単一の郵便境域とする一般郵便連合が設立

され、続いて普遍的な国際組織として万国郵便連合(UPU: Union Postal Universelle)として制度化された¹。郵便と並んで国境を越えた情報流通の主要な手段であった電気通信制度についても、20世紀前半に、電気通信業務の能率増進と技術的手段の発展を図ることを目的に国際電気通信連合(ITU: International Telecommunication Union)が設立された²。国際貿易の円滑化、促進のための標準化の分野では、まず電気技術の分野について、1906年に国際電気標準会議(IEC: International Electrotechnical Commission)が設立され、電気技術以外の分野に関しては、1928年に万国規格統一協会(ISA: International Federation of the National

1 一般郵便連合は1875年、UPUは1878年発足。日本は1877年にUPUに加盟した。なお、UPUは、1948年に国連専門機関となった。
2 ITUは、万国電信連合(1865年発足)と国際無線電信連合(1906年発足)を一体化させたものとして発足した。なお、現在は国連専門機関である。

Standardizing Associations) が設立された³。また、知的財産権の分野においても、1873年のウィーン万国博覧会をきっかけに、欧州を中心に工業所有権に関する国際的な保護ルールが検討され、パリ条約が制定される等、欧州を中心にルール・メイキングが行われた⁴。ただしその内容は、内国民待遇や優先権の原則といった原則的な内容にとどまっている。

このように、19世紀半ばに始まる国際的なルール・メイキングは、当初、交通や郵便、通信、度量衡といった国境を越える経済活動を円滑に進めるための基礎となるような制度に関するものがほとんどであり、かつ、これらは欧州を中心とした先進国間という極めて限定された範囲でのルール・メイキングであった。

(2) 第二次世界大戦から1980年代以前の趨勢～貿易自由化を中心とした水際でのルール・メイキング

第二次世界大戦以降、国際社会の趨勢は、GATT / IMF体制に代表されるように、一貫してモノ、カネの移動の自由を保障する制度の確立へと向かった⁵。経済活動の活発化に伴い、モノ、カネの流れだけではなく人、情報の流れも必然的に増大する中で、これらの流れを調整するための国際的秩序が徐々に形成されてきた。

1945年に、国際間の通貨協力を促進し国際貿易の拡大均衡を図る目的でIMFが設けられた。1948年には「関税及び貿易に関する一般協定」の成立によりGATTが発足し、1952年には各国の関税制度の調和化、簡易化と関税行政の国際協力を推進する関税協力理事会(CCC: Customs Co-operation Council)が設立された⁶。

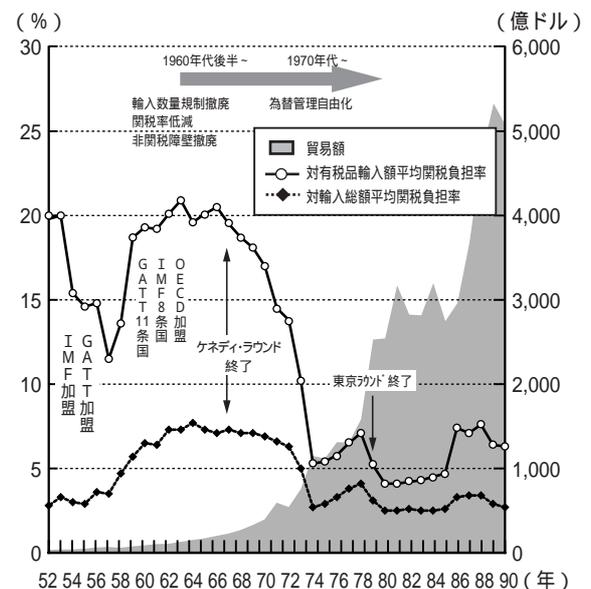
GATTにおいては、発足以降5回の関税引下げ交渉を通じて、累計約66,000品目の関税引下げが行われた⁷。先進国における鉱工業品の平均関税率は、1940年代には約40%だったものが、1950年代には約25%、1960年代には20%弱へと順調に引き下げられ

た⁸。関税率の引下げが進むにつれ、自由化の対象は非関税障壁にも広がり、東京ラウンド(1973～1979年)では、補助金・相殺措置協定、政府調達協定等、非関税措置に関して10本もの協定が締結された。

日本においても同様に、1960年代から1970年代にかけて、GATTの関税一括引下げの動きと軌を一にしながら、輸入数量規制から関税への移行、関税率水準の引下げから撤廃、非関税障壁の撤廃等、急速な貿易自由化を進めた。この結果、関税負担率(対有税品輸入額)は1960年代後半以降、1970年代にかけて約20%から約5%へと大幅に低下した(第4-2-1図)。さらに、1970年代には、対外投資、対内投資等の国際的な資本移動を厳しく制限してきた為替管理に関しても急速に自由化を進めた⁹。

情報の交流に関しても、19世紀の欧州を中心として発展した特許権条約、著作権条約が発展する形で1970年には世界知的所有権機関(WIPO: World Intellectual Property Organization)が設立され、19世紀からルール・メイキングが行われていた分野につ

第4-2-1図 日本における貿易自由化の流れと関税負担率の推移



(備考) 1. 「対輸入総額平均関税負担率」= 関税収入 / 輸入総額
2. 「対有税品輸入額平均関税負担率」= 関税収入 / 課税品輸入額
(資料) 大蔵省「昭和財政史」より作成。

3 I S Aは1942年に公式の活動を停止していたが、1944年に連合国により国連規格調整委員会(UNSCC)がI S Aの業務を引き継ぎ、さらに1946年にUNSCCの会議の結果、工業規格の国際的統一を促進することを目的としたI S Oが設置された。I S Oについては「3. 21世紀型ルール・メイキングへ向けて」参照。

4 パリ条約(工業所有権: 1883年)、ベルヌ条約(著作権: 1886年)。

5 もっとも、資金の流れに関しては、1970年代後半から自由化が展開された。Wolf (2001)。

6 1994年以降はWCO(World Customs Organization)という通称が用いられる。なお、CCCの母体は、欧州経済協力委員会(OECDの前身)の構成国のうち13か国が1947年に設立した欧州関税同盟研究団である。

7 各交渉での関税引下げ品目数の合計。筑紫(1994)。

8 1990年代には約5%の水準となった。Fox and Ordovery (1995)。

9 大蔵省(1987)。

いても、更にその内容を高度化させている。

しかしながら、総じて言えば、この期間における制度構築は、モノ、カネに関する関税・為替管理といった水際措置の撤廃・自由化を中心とするものであった。

(3) 1980年代以降の新たな動き～国境調整から国内制度調整へ

G A T T / I M F 体制の下での貿易自由化が加速化する中で、1980年代以降、急速にグローバリゼーションが進展した。国内制度をめぐる問題を争点とした紛争が多発する等、各国の制度間の摩擦が生じてきた。例えば、非関税障壁の問題においても輸入割当のような国境における明示的なものから、規格、認証制度、商慣行等、国内社会の問題にまで及ぶようになり、社会制度そのものが国際摩擦の争点となる時代となった¹⁰。

こうした1980年代以降の急速なグローバリゼーションに伴う摩擦の解決は、それまでの国境における管理・調整による解決といった方法から、相互の国内社会の調整、国際秩序の実効性確保といった方法へと広がりを見せ、新たな秩序の構築が必要となってきた。

G A T T / W T O における規律分野の拡大

貿易分野における国際的ルール・メイキングの中心にあったG A T Tでは、1986年から開始されたウルグアイ・ラウンドにおいて、東京ラウンドに引き続いて関税・非関税障壁等の撤廃、貿易自由化を一層進展させた。一方、従来G A T Tの規律の対象ではなかったサービス、知的財産権にまで規律対象を拡大するという新たな方向性が示された。これにより、1995年に、G A T T体制を発展、強化させる形で発足したW T O体制は、モノの貿易を規律する体制から、より広く経済分野を対象とする枠組みに生まれ変わった¹¹。さらに、2001年以降、新たにスタ

ートすることが期待されている新ラウンドでは、アンチ・ダンピング等の既存ルールの強化のみならず、これまでW T Oの対象分野となっていなかった、投資、競争、環境といった新しい分野でのルール・メイキングも交渉項目（アジェンダ）の候補として挙げられている。

資本市場に関する国内制度調整

20世紀後半に進展した金融取引のグローバル化、資本市場の一体化に伴い、金融制度に関する各国の制度のハーモナイゼーションも進展した。他国の銀行で発生した信用不安であっても、一体化した国際資本市場を通じて自国の銀行にも影響を及ぼす可能性が高まっている。こうした金融サービスの安定的提供を維持する観点から銀行の健全性を確保し、また、国境を越える国際市場における競争条件をそろえるため、1988年に国際決済銀行において「国際銀行の自己資本比率に関する統一基準(B I S 規制)¹²」が採択された。伝統的に国内規制が強い金融分野について、こうした国際的なルールが導入されたのは初めてのことであり、画期的な出来事であった¹³。

日本においては、同年、B I S 規制を日本の銀行に適用することが発表され、1998年には、このルールに基づき金融機関に対し経営の是正を指導する「早期是正措置¹⁴」が導入された。8%の自己資本比率の維持が難しくなった銀行が海外から撤退する等、この国際的なルールの導入が日本の銀行経営と信用秩序に対して、多大な影響を及ぼしたことは記憶に新しい。

新たな問題に対する国内制度調整

貿易自由化を中心としたグローバリゼーションの進展の中で、水際措置では解決できない新たな分野におけるルール・メイキングの必要性も高まった。第3章第3節において見たように、1980年代以降、オゾン層の破壊や地球温暖化等、国境を越えた地球

10 山影(1994)。

11 小寺(2000)。

12 B I S 規制とは、国際業務を行う加盟国の銀行に対し、貸出残高の8%以上の自己資本保有を義務づけるものである。(B I S : Bank for International Settlement)

13 岩田(1995b)。

14 普通銀行の経営の健全性を確保していくための監督手法として、「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」(平成12年総理府令・大蔵省令第39号)により早期是正措置が導入された。措置の発動基準となる自己資本比率は、海外に拠点を有する銀行等にはB I S 基準を用い、それ以外の銀行等には国内基準を国際統一基準の考え方に近づける方向で見直した「修正国内基準」を用いる。

規模の環境問題への国際的関心の高まりを背景として、地球規模の環境問題に対処するため、各国国内の制度を調整する国際ルールの整備が進んだ。オゾン層保護に関するウィーン条約、更に具体的義務内容を定めたモントリオール議定書、有害廃棄物の越境移動を規制し途上国の環境汚染を防ぐためのバーゼル条約、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ持続可能な経済開発の達成を目指す気候変動枠組条約等、多国間での環境保護の枠組み条約が次々に締結された（前掲第3 3 3表）¹⁵。さらに、1987年のチェルノブイリ原子力発電所の事故以降、原子力平和利用の安全性確保の重要性の認識が高まり、原子力施設の安全性向上に関する各国の取組みを奨励する条約（インセンティブ条約¹⁶）として、1996年に原子力安全条約が発効される等、新たに生じてきた地球規模での問題に対し、様々な形で国内制度を調整し、実効性を確保させるルール・メイキング

が行われるようになった。

このように、国際的なルール・メイキングの要請は、近年ますます相互の相手国国内社会の調整、国際秩序の実効性確保が必要とされる分野へと広がりを見せ、新たな制度・秩序の構築が必要とされてきている。これまでの国境調整措置については、輸入手続き、認証基準等、更なる透明化及び調和化を進めるためのルールが強化されている。その一方で、国境を越えて急速に変化し進展する国際問題に対応するため、枠組み条約という形式やいわゆるインセンティブ条約といった性格の様々な国際ルール・メイキングが、様々なフォーラムにおいて行われるようになってきた（第4 2 2表）。

このように、グローバル化が急速に進展した1980年代以降、国際的ルール・メイキングは水際措置から国内措置へ、貿易分野から非貿易分野へとその対象範囲を広げつつある。こうした中で、各

第4 2 2表 代表的な国際的ルール・メイキングの進展

	第二次世界大戦以前	第二次世界大戦～1980年代以前	1980年代以降
特徴	・基本的な経済活動の円滑化 ・欧州中心	・国境措置の調整 ・GATT / IMF体制中心	・国内措置の調整 ・多様化
郵便 通信 交通	万国郵便連合(1878) 国際電気通信連合(1932) 国際河川委員会 国際電気標準会議(1906) 万国規格統一協会(1928)	通信 国際電気通信衛星機構(1972)	
規格・標準	万国規格統一協会(1928)	規格・標準 ISO(1946)	規格・標準 TBT協定(1995)
知的財産権	パリ条約(1883) ヘルヌ条約(1886)	知的財産権 WIPO(1970)	知的財産権 TRIPS(1995)
		モノ GATT(1948)、世界関税機関(1950) GATTラウンド交渉 ・第1回交渉(1947) ・第2回交渉(1949) ・第3回交渉(1950～51) ・第4回交渉(1956) ・ディロン・ラウンド(1961～62) ・ケネディ・ラウンド(1964～67) ・東京ラウンド(1973～79)	モノ GATT / WTO(1995) ラウンド交渉 ・ウルグアイ・ラウンド(1986～94)
		カネ IMF(1945)	
環境 競争法 地域統合 (分野横断的)	ワシントン野生動物植物取引規制条約(1975) 米独禁法協力協定(1976) 欧州経済共同体(EEC)(1957) 欧州共同体(EC)(1967)	環境 オゾン層保護ウィーン条約(1985) モントリオール議定書(1987) バーゼル条約(1989) 気候変動枠組条約(1992) 生物多様性条約(1992)	競争法 米豪独禁協定(1982) 米加独禁協定(1984) 米独独禁協定(1984) 独仏独禁協定(1984) 米EU独禁協定(1991) 加EU独禁協定(1999) 日米独禁協定(1999)
			銀行制度 地域統合 (分野横断的) BIS規制(1986) 欧州連合(EU)(1993) NAFTA(1994)

(資料) 経済産業省作成。

15 1980年代以前にも、海洋や河川といった限られた特定領域の環境保全を目的とする国際規制は存在したが、地球環境保護自体を目的とする多数国間条約体制作りが始まったのは1980年代以降である。

16 奥脇、小寺(1997)。

国既存ルール調整のみならず、投資活動の活発化やITを活用した電子商取引の増加への対応等、新たなルール・メイキングが必要とされている分野もある。また、環境や労働者保護といった分野においても、新たなルール・メイキングが求められるようになってきた。

2. 新たな分野におけるルール・メイキング

(1) 投資分野

1990年代以降、世界での対外直接投資が急増している。この伸びは、同時期の貿易の伸びに比して著しく大きい¹⁷。こうした対外直接投資のもたらす便益は、投資国・受入国いずれにとっても大きいことが認識されている。しかしながら、直接投資に関する多国間での包括的なルールは存在しておらず、ルール・メイキングの要請が高まっている。

急増する直接投資と投資環境整備の要請

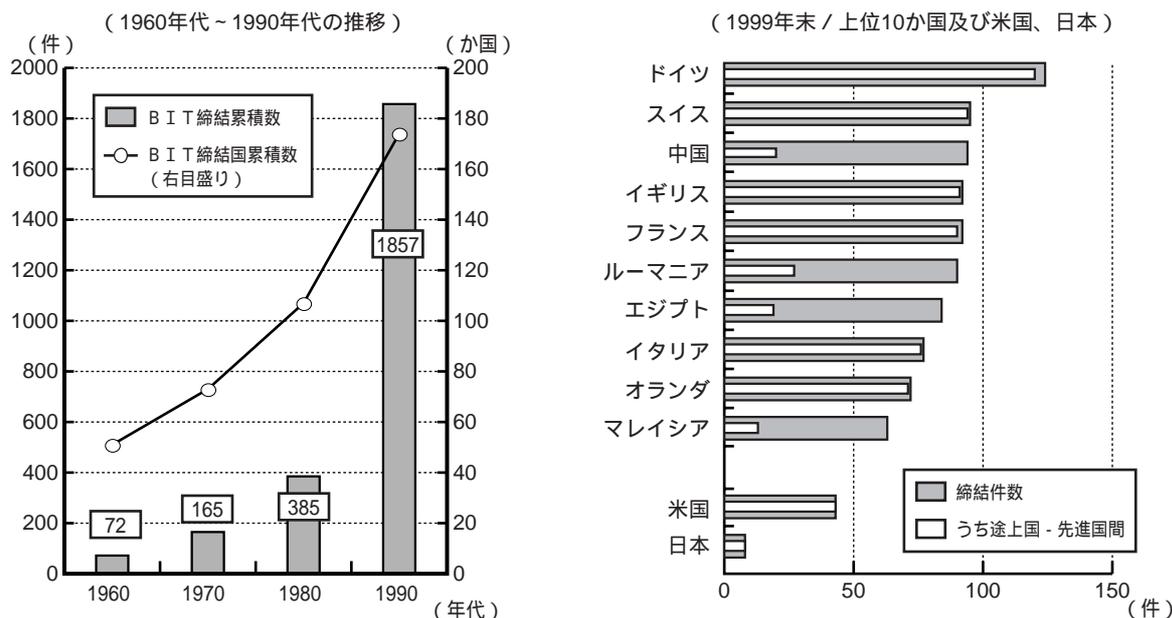
対外直接投資は、多国籍企業の国境を越えた事業展開等を通じて、経済のグローバル化及び国際経済の持続的成長に貢献している。とりわけ、主要な投

資受入国である途上国において、直接投資は、先進技術や経営ノウハウの移転や競争や経済の効率化の促進を通じて、経済成長、雇用、生活水準等の向上に貢献してきた。しかしながら、モノに関しては、GATT/WTOを中心とした累次の関税引下げ交渉を通じて、相当程度貿易自由化が進展しているのに対して、直接投資に関しては、依然として多くの参入障壁が存在しているのが現状である。特に、途上国においては、多くの分野で直接投資の制限が存在している。我が国企業からも法制度の不透明性、外資比率規制等の投資阻害措置といった問題点が指摘されている¹⁸。したがって、今後更に直接投資が活発に行われるためには、投資受入国の投資関連制度の透明性や予見可能性が確保できるよう、ルール・メイキングによる投資環境整備が必要である。

活発化する二国間投資協定

こうした背景から、特に1990年代以降、世界では途上国・先進国間の二国間を中心に、二国間投資協定(BIT: Bilateral Investment Treaty)が活発に締結されてきた(第4-2-3図)。我が国がこれまで

第4-2-3図 二国間投資協定の締結状況



(備考) 1. ここでは「先進国」は米国、カナダ、EU15か国、アイスランド、ノルウェー、スイス、日本、オーストラリア、ニュー・ジーランド、イスラエル、南アフリカの25か国とする。
 2. ルーマニア、中国、ポーランド、韓国、アルゼンチンについては、は対先進国との締結件数を表す。それ以外の国については、は対途上国との締結件数を示す。
 (資料) UNCTAD「Bilateral Investment Treaties 1959-1999」「WIR」より作成。

17 1990年代の財貿易の年平均伸び率は約6%であるのに対し、直接投資は年平均約15%である。
 18 貿易・投資円滑化ビジネス協議会『アジア太平洋諸国・地域の貿易・投資上の問題点と要望』(2000年版)参照。

に締結、発効した二国間投資協定は、7件と他の先進国に比べると非常に少ない。しかし、近年、我が国も、二国間投資協定と多数国間の投資ルールは相互に補完するものとして二国間投資協定も重要視し、積極的に取り組んでいる。1998年以降、韓国、サウディ・アラビア、メキシコ、インドネシア、ヴェトナム等と交渉を行っている。

これまで世界的に、二国間投資協定は、多くの場合、国家による外国投資家財産の収用についての補償、利益や補償金等の送金の自由といった投資後の投資家の事業活動及び投資財産の保護が主な内容となっていた。投資の自由化（パフォーマンス要求¹⁹の禁止等）や投資活動の円滑化（透明性等）については十分に盛り込まれていなかった²⁰。近年は、二国間投資協定において、こうした投資自由化に関する規定も含めたより規律の高い規定を設けるものも増加している。我が国も、投資予見性の向上による二国間の投資促進につながるよう、より規律の高い協定を目指して交渉しており、投資の自由化や投資活動の円滑化についても盛り込むよう協議している。

二国間投資協定においては、多数国間での包括的な投資ルールの策定に比べ、高い規律が実現されやすいという利点がある。したがって、多数国間での投資ルールの策定を補完する観点からも、今後もより多くの国と高い規律を有する協定の締結に向けて取り組んでいくことが必要となっている。

MAI交渉の失敗と包括的ルール策定の必要性

多数国間でのルール・メイキングの試みとしては、1995年以降、OECDにおいて投資の自由化及び保護に関し、包括的かつ法的拘束力のある多数国間投資協定（MAI：Multilateral Agreement on Investment）の策定交渉を行ったことが挙げられる²¹。これは、WTOにおける投資ルールの策定に先立っ

てOECDの場で検討が始められたものである。しかし、内国民待遇等の義務に対する「言語及び文化の多様性」保護の例外事項の扱いや、環境・労働等への配慮といった論点について意見が対立し、調整は難航した。また、多国籍企業のみを保護するものとして一部のNGO等からの懸念も寄せられた。その後、フランスが交渉の席から離脱したことにより、交渉は事実上中断したままの状態となっている。

MAIにおける取組み以外の投資に関する国際ルールとしては、前節で述べたように、OECDの資本移動自由化コードや、WTO協定におけるTRIM（Trade-Related Investment Measures）協定やGATSがある。しかしながら、いずれも対象範囲・参加国・効力等の面で限定的なものであり、現在のところ多国間での包括的な投資ルールは存在しない²²。また、仮に今後投資ルールのネットワークを二国間投資協定で世界に広げるためには、現在締結している約2千件の二国間投資協定を2万件程度まで増やす必要がある²³。したがって、多数国間の投資ルールを策定するメリットは非常に大きいと考えられる。

多国間の包括的な投資ルール策定に対しては、現在も一部の途上国に根強い抵抗感が存在する。これら諸国は、外国直接投資は自国の経済発展に欠かせないと認識しつつも、投資政策を自由化した場合に、多国籍企業をもたらす可能性のある弊害や、一律的な内国民待遇やパフォーマンス要求の禁止により自国の産業政策が制約されることを懸念していると考えられる。しかしながら、第1章における東アジアの発展の分析においても示されているとおり、今後の世界経済の発展における投資の役割は極めて重要である。先進国のみならず途上国も含め、投資保護と投資自由化に関して包括的な投資ルールを策定することの意義は大きく、我が国やEUは、WTO次

19 投資家の自国への参入、事業活動の要件として一定の条件を課すもの。

20 ただし、Blackhurst and Otten（1996）によれば、米国が締結しているほとんどの二国間投資協定については、投資前・投資後の双方ともに内国民待遇と最恵国待遇の適用を求めるものとなっている。

21 MAIは、投資保護に関する高い規律、投資自由化に関する広範な義務、投資家対国の枠組みも包含した効果的な紛争解決メカニズムの構築を柱としており、高水準での包括的な多国間枠組みの基礎として、OECD加盟国のみならずOECD非加盟国にも開放されたものとなるのが期待されていた。

22 1996年12月のWTOシンガポール閣僚会議において「貿易と投資に関する作業部会」が設置され、直接投資が途上国の開発に与える影響、投資ルールのメリット・デメリット等、幅広い内容について分析・検討作業が進められている。

23 UNCTAD（1998）。

期ラウンドの交渉項目としても積極的に提案を行っている。新ラウンドの交渉対象となるか否かは、今後の交渉に委ねられるが、投資分野が21世紀初頭におけるルール・メイキングの重要分野であることは論を待たないと言えよう。

(2) 競争政策分野

従来、競争政策は、公正で自由な競争促進を通じて国内の消費者利益を確保することを目的として実施されてきた。しかし、企業活動が国際化し、市場が一体化するに伴い、各国が個別の競争政策による対応だけではなく、競争政策に関して、各国の連携も含めた国際的なルール・メイキングを行う必要性が高まっている。

活発化する企業の国際展開と競争政策

企業の国際的事業展開の活発化に伴い、複数国にまたがる企業行為や外国における行為でありながら自国市場の競争状態に悪影響をもたらすケースが増加してきた。例えば、米国では1998年から、マイクロソフト社がオペレーション・システム分野における独占的な地位をアプリケーション・ソフト分野で濫用しているとして独占禁止法訴訟が行われている。同社の製品は、全世界で販売されていることから、米国内にとどまらず各国に影響を与えることは当然である。このため、EUも2000年8月、同社に対する正式審査手続きを開始した²⁴。また、1997年のボーイング社及びマグダネル・ダグラス社の米国企業同士の合併についても、航空機産業の公正な競争が阻害されるとして、EUは、この合併に対してEU独禁法違反との見解を表明し、調査を行った²⁵。

しかしながら、自国競争法の積極的な域外適用については、重大な政治的摩擦を引き起こす可能性があるばかりでなく、実務的にも執行の実効性の確保が困難であるという問題がある。したがって、こうした企業による競争上不当な行為を的確に排除することは、一国の競争当局のみでは困難な場合があり、

国際的な協力も含めたルール・メイキングが必要となってきた²⁶。さらに、途上国の中には競争法制が未整備である国も多いが、近年、途上国や市場経済移行国・地域においても国内競争法を整備する動きが活発化してきている(第4-2-4表)。これは、途上国をも含めて、国際的に競争政策の重要性に対する認識が高まっていることの1つの表れであると考えられる。

第4-2-4表 途上国及び市場経済移行国・地域における1990年代以降の競争法の制定状況

	アジア	アフリカ	中南米	市場経済移行国・地域
90年代に制定	台湾(91) インド(69;91) タイ(99) インドネシア(99)	コートジボアール(91) チュニジア(91) マリ(92) タンザニア(94) ザンビア(94) アルジェリア(95) ジンバブエ(96) 南アフリカ(98) マラウィ(98)	メキシコ(92) コロンビア(59;92) ベネズエラ(92) ジャマイカ(93) ブラジル(62;94) ペルー(91;94)	ハンガリー(90) グルジア(92;改正中) ポーランド(90) モルドヴァ(92) ブルガリア(91) ウクライナ(92) チェッコ(91) エストニア(93) ラトヴィア(91) カザフスタン(94) ルーマニア(91) スロヴァキア(94) ロシア(91) ウズベキスタン(94) ベラルーシ(92)
現在整備中	マレーシア フィリピン 中国	カメルーン エジプト ジョルダン ガボン ガーナ モロッコ セネガル	エクアドル エル・サルヴァドル パラグアイ	アルバニア アルメニア アゼルバイジャン クロアチア マケドニア タジキスタン

(備考) 1.()内は制定年及び改正年。
2. このリストはすべての国を含む包括的なものではない。
(資料) 公正取引委員会ホームページ、Hoekman(1997)より作成。

競争政策のハーモナイゼーション²⁷と規律の強化
競争政策に関するルール・メイキングは、大きく2つに分けることができる。1つは各国の競争法・競争政策のハーモナイゼーションであり、もう1つは競争法の規律強化である。以下、それぞれについて具体例を示しつつ考察する。

まず、実体面でのルールのハーモナイゼーションとしては、合併に関する制度が例として挙げられる。市場がグローバル化する中で、国際寡占といった問題が生じる等、大規模の合併や提携は関係国の市場に多面的な影響を持つようになってきた。前述のボ

24 日本では、マイクロソフトの日本子会社が日本市場で表計算ソフトにワープロソフトを抱き合わせで販売したとして、1998年に独占禁止法違反の審決が出され、親会社のマイクロソフトにもブラウザソフトに係る拘束条件付取引について警告が出されている。

25 EUは、最終的には本合併計画はEU独禁法に抵触しないと、原則的に承認した。

26 米・EU間では、ボーイング社及びマグダネル・ダグラス社の合併についても二国間協定に基づき施行機関間の実質的な協議により解決される等、協力関係はより緊密になっている。伊従(1999)。

27 ここでいう「ハーモナイゼーション」とは、近年においてはもっぱら事実上の収斂(コンバージェンス)を意味している。

ーイング社及びマグダネル・ダグラス社の合併について、当初、米国はこれを自国の独占禁止法に違反しないとし、EUはEU独禁法違反とした。このような例に見られるように、企業間の国際的な合併に関しては、情報交換等により関係国間の緊密な協力が不可欠であると同時に、ルールのハーモナイゼーションも必要となってきた。何らかの共通規制基準が関係国内で形成されなければ、グローバル市場において活動を行う企業の事業は非常に不安定な状況に置かれることになる。

また、国際的なビジネス展開を円滑にするために、手続き面でのハーモナイゼーションも求められる。現在の制度では複数国への届け出が必要であり、かつ届け出の要件は届け出先の国により異なる。したがって、国際的なM & Aが活発化する中では（前掲第129図）、合併の届け出制度のハーモナイゼーションが行われなければ、企業の負担が大きくなり、企業の円滑な国際展開を阻害することにもなりかねない。

次に、規律の強化の例としては、カルテルの取締り強化が挙げられる。例えば、輸出カルテルは国際的なルール・メイキングの主要な対象分野の1つと考えられる。しかしながら、各国の競争法は各国国内の消費者保護を目的としており、輸出カルテルは自国の市場には影響を与えないことから、競争法の適用除外ないしは不適用とする国が多い。国際的な貿易及び競争促進の観点からは、こうした分野における規律強化も重要な課題である。

また、国際カルテルの取締りの強化も指摘されている。OECD（2000）では、国際的な黒鉛電極カルテルにより黒鉛電極の価格が約50%も引き上げられていることや、クエン酸に関する国際カルテルによりカルテル期間中に約30%以上の価格引き上げが生じていることが報告されている（第425表）。価格の低下や省コスト化、更なる経済利益の獲得のためには、各国がサービス交渉を通じて自由化を進めるだけでなく、民間企業の反競争的行為を取り締まるための規律を強化すべきであると考えられる。

第425表 代表的な国際カルテルと具体的コスト

国際カルテル	具体的コスト
黒鉛電極カルテル	（1992～1997年） 世界の販売に対して50～70億ドルの影響 50%の価格引き上げ
リジンカルテル	（カルテル期間中） 世界の販売に対して1億4千万ドルの不当料金 約100%の価格引き上げ
クエン酸カルテル	（カルテル期間中） 世界の販売に対して約15億ドルの不当料金 30%の価格引き上げ

（資料）OECD（2000）より作成。

多国間でのハーモナイゼーションの必要性

競争法のハーモナイゼーションに関して、1950年代から、国際貿易機関（ITO：International Trade Organization）や国連等マルチの場で実体法のハーモナイゼーションが検討されてきたものの各国の合意を得ることができず、ほとんどの交渉が失敗に終わった²⁸。一方、情報交換等の独占禁止法協力を中心とする二国間での取組みについては、1976年の米独協定を始めとし米豪、米加、独仏、米EU間で協定が結ばれる等、1970年代以降活発化し、一定の効果を上げているところであり、我が国でも1999年に日米独禁協力協定が締結された。しかし、二国間協定は現在のところ締結数は少なく²⁹、今後こうした動きを拡大させていく必要がある。また、内容に関しても相手国による執行についても捜査開始を依頼すること等に限定されている状況であり、今後更に協定内容を深化させていくことが有意義である。

他方、こうした二国間協定の動きに加え、近年マルチの場でのハーモナイゼーションを進めようとする動きも出てきた。ウルグアイ・ラウンド以降、GATTの場での独禁法ハーモナイゼーションの国際交渉が提唱され、今後の重要な国際的課題として登場している。1996年のシンガポールWTO閣僚会議の結果、貿易と競争政策の相互作用についての作業部会が設置され、競争法・競争政策の国際的ハーモナイゼーションの可能性についても議論されている³⁰。

28 唯一、統一市場を目指したEUにおいて、競争法の統一が図られた。

29 二国間の競争法協力協定の締結数が最多である米国でさえ、8か国・地域（ドイツ、オーストラリア、カナダ、EU、イスラエル、日本、ブラジル、メキシコ）としか締結していない。

30 ただしWTOの場で現在検討されているのは、高度なルールの策定ではなく、各国の競争法・政策の透明性を高めることやハードコアカルテルの取締り、当局間の情報交換メカニズムの確立等の基本的内容を柱としている。

しかしながら、競争法・競争政策について多国間でのルール・メイキングを行うことについて、先進国と一部の途上国との間には意見の対立が見られる。先進国側は、前述の投資と同様、途上国への輸出や直接投資についての自由化の一環として、途上国における競争政策の整備を求めている。一方、途上国は、直接投資受入れが順調な経済発展のために不可欠なものとして、競争法・競争政策の重要性は認識している。しかしながら、自国の発展のためにはある程度の競争制限が必要と考える一部の途上国は、国際的なルール・メイキングが自国企業の競争力や雇用に及ぼす影響を危惧し、時期尚早との立場をとっている。

このように、競争法分野の国際ルール・メイキングを途上国も含めた形で進めていくことは、困難な調整を伴うことが予想される³¹。しかしながら、グローバル経済における企業の事業活動を円滑化し、国際カルテル等の弊害を除去するためには競争政策分野における国際的ルールの整備は不可欠である。投資分野と並んで今後の国際的ルール・メイキングの重要課題であると言えよう。

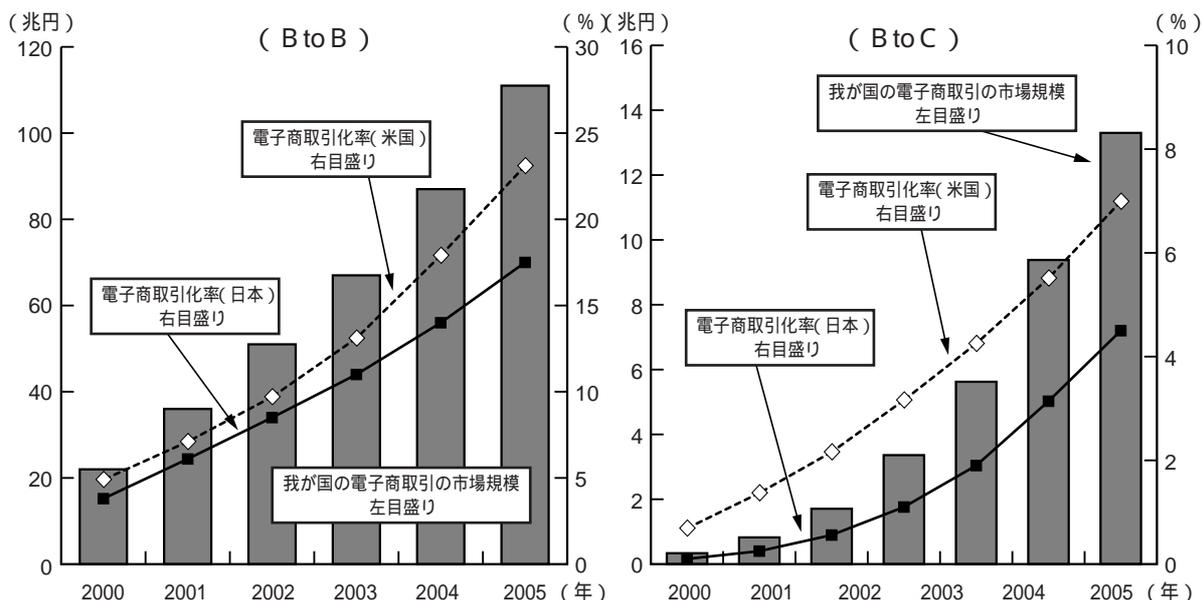
(3) 電子商取引

1960年代に米国で軍事目的で開発されたインターネットは、1980年代末から商用利用が始まり、現在、企業同士や企業と消費者がネットを介して、ときには国境を越えて直接結びつく電子商取引が急激に拡大しつつある。我が国でも、先行する米国には遅れをとってはいるものの、2000年のB to B市場が約22兆円、B to C市場が8,240億円と推計され、今後飛躍的に伸びていくことが予想されている(第4-2-6図)。こうしたインターネットの発達とともに、電子商取引をめぐる国際的なルール・メイキングのあり方が、現在国際的な議論的となっている。

国境を越える電子商取引の拡大

情報通信技術と電子商取引の急激な発展により、国境を越えたサイバー空間が生み出されつつある。ネット上では家庭にいながらクリックひとつで海外との取引が可能であり、国境を超えた取引をより身近なものとしたのである。電子商取引で先行する代表的なネット企業の場合、1997年の段階で既に総取引額の20~30%程度が海外との取引となってい

第4-2-6図 電子商取引市場規模の推移予測



(資料) アクセンチュア・経済産業省・電子商取引推進協議会(2001)「平成12年度 電子商取引に関する市場規模・実態調査」より作成。

31 Hoekman (1997) では、WTOにおける競争政策の取扱いについて複数のシナリオを提示し、かつ途上国の立場から検討している。

第4 2 7表 代表的なネット企業の国際取引状況(1997年)

会社名	業種	総取引に占める ネット取引の比率	総取引に占める 国際取引の比率
CDnow	音楽	100	35
Music Boulevard	音楽	100	33
Amazon	書籍	100	26
Barnes & Nobel	書籍	0.50	30
FastParts	電子部品	100	30
Virtual Dreams	ポルノ	100	25
Dell	コンピュータ	約50	20
1-800-Flowers	花	10	15-20
Sabre	旅行	67.30	17.50
E*Trade	金融仲介業	63	2.80

(備考) 比率の値は%。
(資料) OECD(1999)より作成。

る(第4 2 7表)。

電子商取引による国境を越えた取引の拡大は、企業や消費者に今までになかった新しい可能性を切り拓くものであるが、しかしながら一方で、法制度や取引慣行等の面で従来は想定されなかった様々な問題を生じさせている。具体的には、商取引のルール、電子署名、プライバシー保護、知的財産権の保護、契約法、関税の扱い、消費者保護、有害コンテンツの規制等の問題である。これらの問題については、様々なフォーラムにおいてルール・メイキングが模索されている。以下、代表的なものとして、契約法、電子送信への関税賦課、個人情報保護、消費者保護の問題について概観する。

電子商取引をめぐるルール・メイキング状況 (契約法)

電子的手段を用いた取引においては、従来の契約法が想定していなかった局面が予想される。そのため、契約の過程において、電子的手段を用いることにより生じる問題について規定した電子商取引モデル法が、1996年、国連国際取引法委員会(UNCITRAL: United Nations Commission on International Trade Law)において採択された。同モデル法には、

電子的な情報は書面に記載されている情報と同様の効力を持つこと、電子署名に署名・捺印等と同様の効力を認めること等が規定され、各国のルール策定の際のモデルとなることが期待されている。

(電子送信への関税賦課)

1998年5月、WTO閣僚会議において、電子送信については、技術上の困難性に加え、電子商取引の発展の観点から、1999年末に開かれる閣僚会議まで、関税を賦課しないというモラトリアムの合意がなされた。その後、1999年のWTOシアトル閣僚会議が決裂したため、現在関税の扱いについては新しい合意が得られないままモラトリアムが続いている。昨年の九州・沖縄サミットで合意された「グローバルな情報社会に関する沖縄憲章」においても、「次のWTO閣僚会議における見直しを条件として、電子送信に関税を賦課しないという慣行を継続する」とされている。

(個人情報保護)

次に、消費者がネット上で行う購買活動は、事業者が個人情報の蓄積をもたらすことになるため、個人情報の保護のあり方についても関心が高まりつつある。国際的なルール・メイキングに関連して、この問題について一石を投じたのは、1998年10月に発効した個人情報保護に関するEU指令³²である。同指令は、十分なレベルの個人情報保護を行っていないEU域外の第三国に対して、EU域内の個人情報の移転を禁ずることを定めたもので、これにより域外の事業者がEU市場から締め出される懸念が生まれた。

これに対して米国では、法規制の導入による個人情報保護を提案するEUとは異なり、民間による自主規制を尊重する立場をとっており、法規制のあり方についても個別法によるセグメント方式を採用している。このため、米国政府はEUに働きかけ、1999年4月に個人情報の取り扱いについての保護基準を導入することで合意し、その具体的指針となるセーフハーバー協定を結んだ³³。

我が国では、1988年に行政機関個人情報保護法(「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」)が制定されている。しかし、これは国の行政機関の保有する個人データに関する法律であり、民間部門については個別法のみし

32 正式には、「個人データ処理に係わる個人の保護及び当該データの自由な移動に関する1995年10月24日の欧州議会及び理事会の95/46/EC指令」。
33 セーフハーバー協定は、通告、消費者の選択、情報の移転、アクセス、セキュリティ、データの一体性、執行の7つの保護指針からなり、ここに示される条件を遵守する企業はEU指令のいう「適切な」個人情報保護を行っているものとみなされる。詳しくは米国商務省ホームページを参照。

が存在しないことから、現在政府では、高度情報通信社会推進本部の下で個人情報の保護に関する基本法の法制化に向けた準備作業を進めている³⁴。

（消費者保護）

消費者保護のあり方については、OECDにおいて検討作業が進められ、1999年12月に「電子商取引における消費者保護ガイドライン」としてまとめられている。同ガイドラインは、透明かつ効果的な消費者保護、公正な事業、広告及びマーケティング慣行、オンライン情報開示、確認プロセス、支払い、紛争処理と救済、個人情報保護、消費者への情報提供等の各側面について一般的な指針を示している。ただし、ガイドライン自体には法的拘束力があるわけではなく、民間の自主的ルールを尊重する米国と、一定の規制導入についても検討しているEUとの間に意見の開きが残されている。今後の各国の議論の行方が注目される。

多様なフォーラムにおける検討

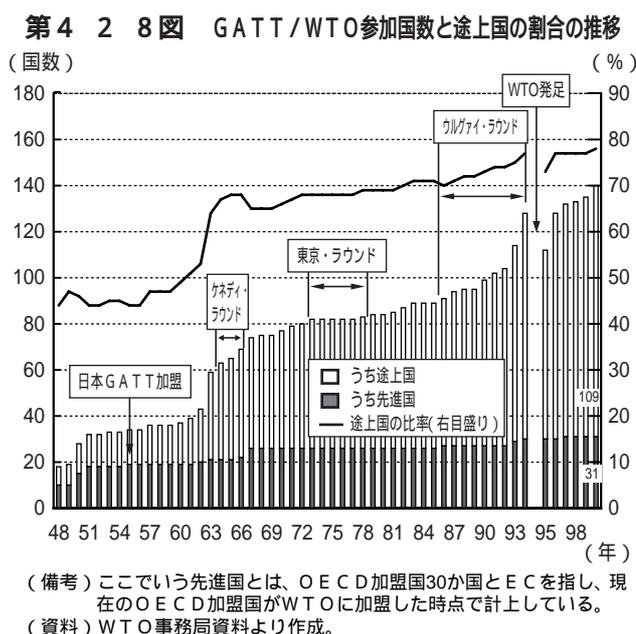
こうした電子商取引のルール・メイキングをめぐる国際的な議論については、WTO及びOECD等の国際機関をはじめ、二国間協議、さらには電子商取引の発展を促すため世界の民間企業のフォーラムである「電子商取引に関するグローバル・ビジネス・ダイアログ」(GBDe: Global Business Dialogue on Electronic Commerce)³⁵等、民間団体においても活発な議論が交わされている。また、これらの国際的な協議の場において、我が国が積極的にルールの形成に貢献していく視点が重要である。この観点から、我が国は、2000年10月、WTO電子商取引に関する提案を発表した³⁶。本提案では、企業と消費者双方の利益の確保、自由化とルール整備、先進国と途上国のバランス確保を念頭に置きつつ、電子商取引を取り巻く環境において今後検討が必要な論点が提示されており、電子商取引のルール整備に関する議論を喚起する役割を果たしている。

3. 21世紀型ルール・メイキングへ向けて

グローバリゼーションが急速に進展した1980年代以降、国際的ルール・メイキングは水際措置から国内措置へ、貿易分野から非貿易分野へとその対象範囲を広げつつある。また一方で、国際社会におけるプレイヤーの数が増加し、各分野で利害関係が複雑に絡みあった状態を呈し、ハーモナイゼーションはますます困難になっている。しかしながら、グローバル化が進む国際社会においては、こうした困難を克服しながら、21世紀型のルール・メイキングに取り組んでいくことが必要である。

(1) 多様性の容認

グローバリゼーションの進展に伴い、途上国を含めたプレイヤーの多様化、国際社会の多様化、対象分野の多様化が進み、ルール・メイキングがより複雑なものとなってきた。例えば、WTO参加国は現在140か国にのぼり、うち約8割が途上国である。途上国の中でも後発開発途上国(LDC: Least Developed Countries)は先進国と同数の29か国あり、さらに、現在ベトナムやカンボディア等6か国のLDCが加盟申請中である³⁷(第4-2-8図)。このように参加者や対象分野の多様化が進展する中で



34 同本部の個人情報保護法制化推進委員会における討議の結果は、昨年10月に「個人情報保護基本法制に関する大綱」としてまとめられている。

35 GBDeについては、詳しくはコラム10参照。

36 Towards eQuality: Global E-Commerce Presents Digital Opportunity to Close the Divide Between Developed and Developing Countries, MITI's Proposal for WTO E-Commerce Initiative.

37 2001年2月現在。

【GBDeの取組み】

「電子商取引に関するグローバル・ビジネス・ダイアログ」(GBDe: Global Business Dialogue on Electronic Commerce)には世界中のビジネス・リーダーが集い、電子商取引の発展のため民間主導の国際的ルール・メイキングを目指して、自主的解決策の立案と実行、政府への政策提言を行っている。電子商取引に関するこうしたビジネス界のフォーラムはいくつかあるが、GBDeは、ベンダー、サービス・プロバイダー、コンテンツ事業者、金融等、多分野にわたる産業界のCEO(最高経営責任者)が自ら議論を行うことに特色があり、運営委員総数は63社(2001年3月時点)である。

GBDeは、1999年1月の運営委員会において正式に発足して以来、年1回の年次総会が開かれており、1999年のパリ、2000年のマイアミに続いて、本年9月には東京で開催が予定されている。昨年9月に行われた第2回総会には、政府関係者を含めて約400名が参加し、個人情報保護、法定外紛争処理(ADR)、トラスト・マーク、知的財産権、貿易と税制、アドボカシー(GBDeの提言機能の強化)、デジタル・ブリッジ(デジタル・デバイドの改善)、サイバー・セキュリティの各論点について議論、提言が行われた。

本年度は下表の9つの議題について検討を行い、今後は、提言の具体化に重点が置かれることになる。具体的には、消費者信頼やデジタル・ブリッジについては、各種業界・消費者団体等との対話を通じてのベスト・プラクティスの確立、サイバー・セキュリティに関しては、民間部門の国際的な連携の一環として情報共有メカニズムの構築等が行われることになっている。また、提言の各国に与える影響をレビューするシステムの構築も実施する予定である。

第429表 2001年のワーキング・グループと地域別担当企業

ワーキング・グループ	アジア・オセアニア	米 州	欧州・アフリカ
1 消費者信頼	N E C	Hewlett-Packard ()	DaimlerChrysler
2 コンバージェンス	野村総研、東芝	A O L	Telefonica ()
3 サイバー・セキュリティ	N T T データ	E D S ()	Deutsche Telekom
4 デジタル・ブリッジ	Equitable Card ()	Accenture	Alcatel
5 電子政府	日立 ()	Cisneros	Standardata
6 インターネット決済	東京三菱銀行	T D Bank Financial Group	A B M A M R O Bank ()
7 知的財産権	N T T	The Walt Disney Company ()	Bertelsmann A G
8 税制	富士通	B C E	Siemens ()
9 貿易/WTO	シャープ ()	I B M	Mediaset

(備考) 印は幹事企業。
 (資料) GBDe資料より作成。

は、これらの多様性を容認しながらルール・メイキングを進めていかなければならない。

参加者の多様化と交渉方式の多様化

所得水準、文化等様々に異なる背景を持つ国家が、それぞれがインセンティブを持ちながらルール・メイキングに参加し、コンセンサスを形成していくことは、大きな困難を伴う作業である。例えば、前章で見たように環境、労働基準等の議論はその顕著な例である。貿易と環境の問題に関しては、環境重視派から自由貿易擁護派まで、社会的、経済的多様性を背景とした様々な立場が混在し、議論の対立が生じている。こうした中で、途上国も含めたルール・メイキングへのインセンティブを確保する方法を検討することが重要となっている。このための方法として、例えば、WTO新ラウンドに関するプルリ方式、WTOサービス貿易交渉に関する日本提案の中で指摘された新しい交渉方式案、地域及び二国間協定の活用といった方法が考えられる。

まず、プルリ方式は、WTO新ラウンド交渉に関してEUが非公式に提案しているものである。具体的には、投資ルール及び競争ルールの策定交渉に関して、途上国のWTO新ラウンド交渉へのインセンティブを高めるために、最終的に協定への署名をするか否かについて選択できる余地を残すという提案である³⁸。この枠組みの利点としては、ルール・メイキングの目標達成レベルを下げる必要がないこと、途上国がそれぞれの国の能力に応じて参加・不参加を選ぶことができること、が挙げられる。一方、デメリットとしては、多くの途上国が不参加を選択した場合に、ルール策定の意味が半減してしまうおそれがあること、国際社会の二層化をもたらすおそれがあることが指摘されている。しかしながら、交渉の最終段階まで参加・不参加の自由を保証することは、新分野におけるルール・メイキングに対する途上国の参加インセンティブを確保するという観点からは、有効な方法の1つであると考えられる。

次に、WTOサービス貿易交渉における新しい交渉方式案とは、これまでの伝統的な二国間交渉の積

み重ねによるサービス貿易交渉を補完する方法として検討を行っているものである。具体的には、サービス分野における一層高い水準の自由化を達成するために、経済規模や経済成長の程度に応じて約束すべき分野の数を定め、それに基づいて各国の約束数を拡大させるというものである（コラム11参照）。経済規模の経済発展の度合いも異なる参加国の間で、その多様性を認めつつ、サービス分野における交渉を進めていく有効な選択肢の1つになると考えられる。

第三に、地域及び二国間協定の活用であるが、これは参加者が増加し、多様化している多国間ではなく、限られた参加者による交渉フォーラムでルール・メイキングを行うという考え方である。この点については第3節において詳述する。

このように、国際社会の多様化に対し、多様化を容認した上でルール・メイキングを進めていくための様々な交渉方式が提案され、同時に、様々なルール・メイキングの場が活用されている。ある1つの対象分野においても、多国間、地域、二国間、といった様々な場でのルール・メイキングを行い、それらを複合的・補完的に用いることにより、より広い範囲におけるルール・メイキングを迅速に進めて行くことが可能となる。

対象分野の拡大とアプローチの多様化

国際的なルール・メイキングの対象分野は、1980年代以降のGATT/WTO体制に代表されるように、国境における管理・調整から相互の国内社会制度の調整へと移ってきた。新たな国際秩序の構築が求められる分野が多様化してきている。こうした対象分野の多様化の中で、ハーモナイゼーションの方法自体も多様化している。各国の制度のハーモナイゼーションは、必ずしも制度の同一化、収束（「統一化アプローチ」）を意味するものではない。もともと、音楽のハーモニーは、個々の楽器の音色や旋律は多様である。制度のハーモナイゼーションもこれと同様に、制度の多様性を前提とし、多様性の利点を活かしつつ、不協和音を起こさぬよう各国制度

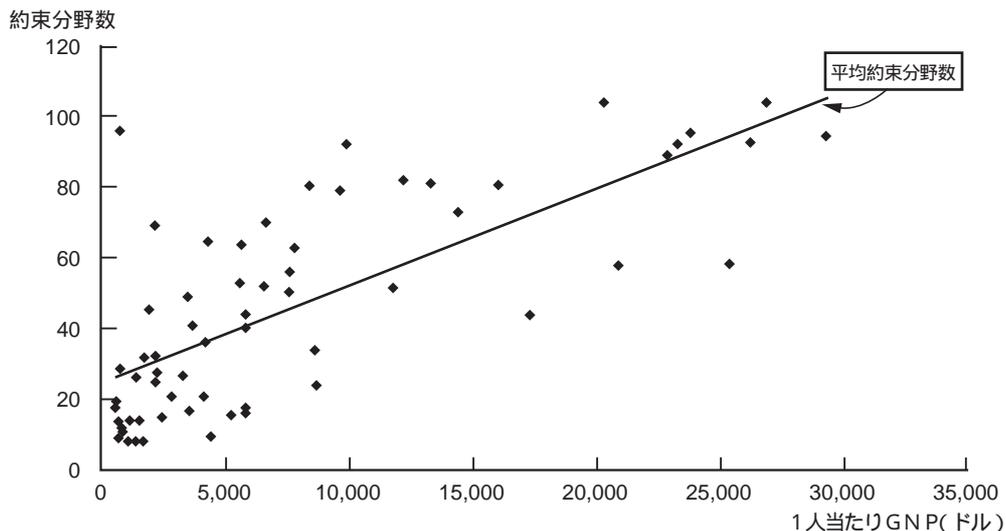
38 EUは投資と競争ルールについて、プルリ方式を提案している。我が国は、策定ルールのレベルを低く設定することであくまでもWTO全加盟国の参加を前提にすべきとの立場（マルチ（「野心度調整」）方式）をとっているものの、競争ルールにおけるプルリ方式については、途上国の受入れ可能な現実的な提案として評価する立場をとっている。

【サービス貿易交渉における新しい交渉方式案】

サービス貿易については、GATS第19条において、WTO協定発効から5年以内に、漸進的に一層高い水準の自由化を達成するために引き続き交渉を開始すると定められていることを受けて、2000年から交渉がスタートしている。各国の置かれた経済環境、経済水準が異なるため、一層のサービス自由化のためには、こうした要素を考慮しつつ交渉を進めることが求められている。そこで、昨年12月にWTO事務局に対して提出した「サービス交渉に関する日本提案」の中では、加盟国の経済規模や経済成長を踏まえて、自由化を約束すべき分野の数を拡大する方式について各加盟国が合意を目指すことを検討している旨指摘した。

第4 2 10図は、各国の経済規模と約束分野数をプロットしたものである。この図から明らかなように、経済規模と約束分野数の間に相関関係があることがわかる。この関係をベースに、各国の約束数の拡大を図ることが考えられないか検討している。具体的には、例えば、経済規模と約束分野数の相関関係を前提にすると、加盟国の経済規模が拡大した場合には、約束数を増加させることが可能と言えないか、あるいは第4 2 10図の回帰線は経済規模を考慮した加盟国の平均約束分野数を示しており、この回帰線の下に位置する国は、加盟国の平均からみて相対的に約束分野数が少ないとも考えられるので、こうした国が各々の市場の自由化に向けて一層の努力が必要と言えないか等について検討を進めている。これまでの関税交渉等においては、交渉相手国に対する要求リスト及び自国からの譲許リストを提出し、両国の譲歩の度合いがバランスするように二国間で交渉するというリクエスト・オファー方式による交渉が行われてきた。この新しい交渉方式案は、これを補完するアプローチと考えている。

第4 2 10図 1人当たりGNPとサービス貿易交渉における約束分野数



- (備考) 1. 付注4 - 2 - 1参照。
 2. 約束分野数については、「その他」を除いた137分野について何らかの約束が1つでもあればその分野を約束分野として計上。各国の現行約束表より試算。
 3. WTO新規加盟国、約束数が5以下の約束国等は対象から除外。
 4. 1人当たりGNPは購買力平価(PPP)で表示された1998年の値。
 (資料) 世界銀行「WDI」、WTO事務局資料より経済産業省試算。

を調整すること（「調整アプローチ」）も意味している³⁹。これらの多様なアプローチを整理したものが第4 2 11表である。以下各アプローチについて述べることにする。

（統一化アプローチと調整アプローチ）

まず、「統一化アプローチ」は、国際的に基準化された制度へ同一化・収束させるものである。共通の基準・制度を採用することにより、各国が異なる基準・制度を採用する場合に比べてより多くの利便性を享受することができる。例えば、国境を越えたビジネスにおいては、相手国企業と同一のルールの下で競争することを可能にする。しかし、同時にこれまでと異なる基準・制度を導入するコストは非常に大きくなると考えられる。

一方で、各国の制度上の相違を前提に制度の調整を行う「調整アプローチ」は、「統一化アプローチ」に比べ、各国の制度の変更が小さいため、調整コストが小さくて済むというメリットがある。以下では、調整アプローチを、「相互承認」、「規制の制限」、「ミニマム設定」、「結果の義務の設定」及び「ピア・プレッシャー」という5つの態様に分けて考察する。

（調整アプローチの5態様）

まず、「相互承認」は、自国の適合性評価機関が相手国の適合性評価基準・手続きで評価された結果を自国内で評価したものとして互いに受け入れあうものである。もともとは、EU市場統合の過程で、域内における基準・認証制度の統合のために用いられた手法であるが、EUはこの方式を域外国との間でも活用している。これまで、1996年にオーストラリア及びニュー・ジーランドと、1997年に米国及びカナダと相互承認協定（MRA：Mutual Recognition Agreement）を締結した。2000年には日本と協定案文に仮署名する等、積極的に展開している⁴⁰。また、WTOの貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定：Agreement on Technical Barriers to Trade）においては、適合性評価手続きの結果の相互承認を奨励している。こうした相互承認制度により、グローバルに活動する企業のコスト削減、市場アクセス改善が高まっている。

「規制の制限」は、各国間で政府の介入を一定のレベルに制限することで、競争環境の整備を進めるためのルールの調整を図る方法である。例えば、GATS第16条の市場アクセス条項では、留保を付けずに約束をした分野において、政府が採るべきでない措置

第4 2 11表 ハーモナイゼーションのメニュー及び態様

		メニュー / 態様		具体例
ハーモナイゼーション	統一化アプローチ Convergence	制度の統一		<ul style="list-style-type: none"> ・EU独禁法 ・郵便制度 ・電気通信制度 ・度量衡
	調整アプローチ Cooperation	相互承認	他国の制度を相互に認める。	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相互承認協定 ・TBT協定
		規制制限	政府の介入を最小限に制限（政府が採るべきでない措置を規定）。	<ul style="list-style-type: none"> ・GATS市場アクセス条項
		ミニマム設定	最低限のレベルを設定（各国国内の制度と重複・矛盾はしない）。	<ul style="list-style-type: none"> ・TRIPS ・BIS規制 ・各種二国間競争法協力協定
		結果の義務の設定	達成方法は各国の裁量とし、結果の義務を課す。	<ul style="list-style-type: none"> ・パーゼル条約 ・気候変動枠組条約
	ピア・プレッシャー	情報の公開による自律的調整（各国に特定の義務を課すものではない）。	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全条約 ・NAFTA補完協定（労働 / 環境） 	

（資料）経済産業省作成。

39 ハーモナイゼーションについては、Sykes（2000）、岩田（1995a）、中川（1998）参照。なお、岩田（1995）では、ここでいう「統一化アプローチ」を「調和化アプローチ」と呼んでいる。
 40 日・EU間では2000年12月に電気製品、通信機器、化学品G L P（Good Laboratory Practice）及び医薬品G M P（Good Manufacturing Practice）の4分野を対象として協定案について仮署名され、双方において2001年中の発効を目指して最終的な国内手続きに付される。日本にとっては初めての二国間相互承認協定となり、今後のモデル協定となる。

の類型として、サービスの供給者数の制限や雇用者数の制限、外資制限等の6種類の措置を限定列挙している。

「ミニマム設定」は、競争環境の整備あるいは安全性等の政策目的を確保するために、各国の国内制度と重複・矛盾しない形での最低限のレベルを設定する。BIS規制や「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定：Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）」、EUを中心とした二国間での競争法協力協定等がその例として挙げられる。

結果の義務のみを課し、その達成手段は各国の裁量とする「結果の義務の設定」には、バーゼル条約や気候変動枠組条約、生物多様性条約等、近年の地球環境保護に関する多数国間条約の多くが該当する⁴¹。地球環境保護の問題に対応するには、環境損害・危険の防止と救済のための措置を整備するのみならず、その基準設定・監視・情報交換・予防措置等、規制も強化しなくてはならない。しかし、統一のルールを導入しようとする、その案文作成、採択、発効、改正の要件及び手続きが厳格で時間がかかる。そればかりか、その適用も当事者に限られる等、急速に変化し進展する国際問題に適切に対応できない。こうした問題に対処するために、このアプローチでは、当該分野での義務に関する一般原則を定めるにとどめる。そして、機動性を維持しつつ義務の実施を確保するために、具体的内容や各国の分担に関しては別個の議定書や附属書で定め、定期的に再検討するという仕組みである。

この結果の義務を更に緩くしたものが、「ピア・プレッシャー」である。これは、締約国は種々の措置を採る義務を負うが、その措置の具体的な中身は各国に任せられ、その措置に関する定期的な報告を他国との会合等で検討するというものである。いわば情報の公開を通じて自律的な改善を促す仕組みである。各国に課される義務は調整アプローチの中で最も緩やかではあるが、何らかの共通の目的が存在する分野において、有効な調整方法と言える。具体的には、先進国・途上国間の合意により締結された国際協定

において、初めて貿易上の利益と環境保護、労働基準を関連づける仕組みが設けられたNAFTAの環境・労働に関する補完協定が例として挙げられる。ここでは、環境、労働いずれについても3国間で共通の基準を設けるのではなく、加盟国が国内法に従って高い環境保護水準・労働基準を確保し、その向上に向けて継続的に努力することが規定されている。例えば、環境に関する補完協定では、各国に環境法制に関する情報の公開を義務づけると同時に、環境協力委員会を設置した。この委員会は、3国の閣僚及び非政府代表等から構成される。当事国が環境法制の有効な履行確保を怠っているとの申立てを受けて事実審査を行い、当事国に対して履行確保の欠如について指摘を行うことができる。指摘を受けた国は、法的に改善義務を負うわけではないが、情報の公開を通じて事実上の改善のプレッシャーを受けることとなる⁴²。

これらの様々なアプローチの選択により、国境を越えて相互に影響を与える問題の多くは解決できると考えられる⁴³。具体的には、対象分野に応じ、利害得失を考えながら、最適なアプローチを選択していくべきであろう。

(2) 途上国の能力向上

国際的な制度構築を進めていく上では、途上国に対して、新たな交渉に参加するインセンティブを与えたとともに、合意されたルールの履行を確保するための体制整備を行うことが重要である。能力向上の役割としては、既存ルールの実施能力の向上と、新たな分野におけるルール・メイキングを行うに当たり必要な能力の向上の大きく2つの側面があると考えられる。

既存ルールの実施能力の向上

1980年代以降、途上国も含めたルール・メイキングが活発化し、各国の実施能力が多様化してきた。一方で、環境保全への対応に関するもの等、ルール構築のみならず、その後の実効性の確保が重要となる分野が増加している。こうした分野においては、

41 枠組み条約については、山本（1995）参照。

42 環境に関する補完協定の手続き等の詳細に関しては、中川（1997）参照。

43 Sykes（2000）。

ルール・メイキングの実効性を確保する上でも、参加国の実施能力の向上を行うことが不可欠である。

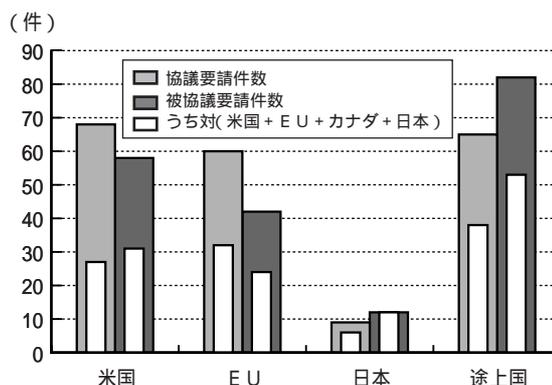
既存ルールの実施能力の向上が重要になった背景の1つは、ウルグアイ・ラウンドの結果、途上国のWTO協定遵守義務が飛躍的に拡大したことが挙げられる。例えば、GATSやTRIPS協定、TRIM協定といった協定を実施するためには、専門的な能力を有するスタッフが必要であるが、途上国の場合には人材不足等の問題を抱えている。また、WTOの紛争解決手続きの利用実態を見ると、途上国の被協議要請件数は協議要請件数よりも多く、その6割以上が米国・EU等先進国によるものとなっている(第4-2-12図)。途上国にとっては、こうした紛争解決手続きに参加していくことも1つの大きな負担となってきた。また、1999年末に、開発途上国に認められていた貿易投資関連措置の撤廃のための経過期間が満了したものの、延長を要請する国も多い等、既存協定の実施は多くの問題を抱えている。

多くの途上国は実施の困難なものに関しては、ウルグアイ・ラウンドの結果得られた協定で定められた約束の一部の水準を引き下げるという対応策を主張している。しかし、こうした途上国の主張はウルグアイ・ラウンド交渉の結果の改正を必要とするものが多いため、むしろ、途上国のWTO協定実施能力を高める支援を実施することで、ルールの実効性を確保していくことが重要と考えられる。

こうした観点から、我が国は、2000年6月のAPEC貿易大臣会合の場において、途上国の支援ニーズに応じた、戦略的なキャパシティ・ビルディング支援を行うべきとの提案を行った。その後、APECにおける9つの途上国・地域⁴⁴において実施したアンケート調査及び実地調査を通じてニーズを分析し、支援プログラム案を策定した。上記調査の結果、具体的には、WTO協定実施のための知識やノウハウの充実、国内法制の整備、パソコン等の機材等関連インフラの整備、交渉技術の取得、WTOにおける紛争処理能力の取得、中国、台湾及びヴェトナムに対するWTO加盟の支援、の6種を支援対象と位置づけた。中でも、人材育成プロジェクト

トに対する支援ニーズが高いとの調査結果が得られた⁴⁵。今後、同調査結果を基に、APEC域内先進国や関連国際機関の協力により支援プログラムを実施していく予定である。

第4-2-12図 WTO紛争解決手続きの国別利用実態



(備考) 1. WTO発足以降2001年1月現在までの案件数。
2. 「途上国」はDAC統計上のODA対象国・地域を指す。
(資料) 経済産業省「不公正貿易報告書」より作成。

新分野に関する途上国の理解増進と能力向上
新分野におけるルール・メイキングについても、ウルグアイ・ラウンドの結果著しく負担が増大していること、協定実施が必ずしも自国の経済発展とは結びつかないと評価する多くの途上国は、これまで以上の負担を懸念している。こうした途上国に対しては、前述のEUが提案しているブルリ方式で臨むという考え方もある。しかしながら、可能な限り多数の国の間でルール・メイキングを行うことが国際社会にとっての利益であることを勧告すると、これら途上国に対して新たなルールの必要性に関して理解を促す必要がある。さらに、新分野におけるルール・メイキングを円滑に行うためにも、国内制度の整備等の支援が必要である。例えば、途上国の中には競争法制が未整備の国も多いという現状(前掲4-2-4図)にかんがみれば、競争に関するルール・メイキングを行っていく上で基礎となる、国内法制の整備とその円滑な運用を支援することが重要である。

我が国では、WTO新ラウンドにおける新たなルール・メイキングとして重要なテーマと位置づけら

44 具体的には、ペルー、中国、台湾、ヴェトナム、フィリピン、マレーシア、タイ、バブア・ニューギニア、インドネシアの9か国・地域。

45 人材育成プロジェクトは、 、 、 に係るものである。

れる投資と競争について、途上国が受け入れ易い提案を行うと同時に、途上国の理解を高めるためのセミナーを開催している。APECの枠組みでは、2000年8月にペルーで競争セミナーを、同年11月にはフィリピンで投資・競争セミナーを実施した。また、アジア欧州会合（ASEM：Asia-Europe Meeting）の枠組みでは、2000年9月にオーストリアで投資・競争セミナーを開催した。二国間での取組みとしては、2000年11月にインドネシアで競争法ワークショップを開催した。2001年1月には、マレーシア政府主催でWTO新ラウンド立ち上げに向けた相互理解のための「教育セッション」が開催された。日中韓ASEAN（ASEAN+3）の各国が参加し、アンチ・ダンピング、投資、競争といったテーマについて議論が行われたが、我が国からは各テーマの重要性と日本提案の概要を説明するとともに、各テーマが途上国の利益になることについて、各国の理解が深まるよう努力を行っている。

以上、WTOに関するキャパシティ・ビルディングを中心に述べてきた。しかしながら、能力向上はWTO協定以外の分野においても同様に重要である。新たな分野におけるルール・メイキングを進めていくのに際して、より多数の参加を求め、かつそのルールの実効性を確保していくため、国際社会のパートナーである途上国の理解の増進と能力の向上を図ることが、ますます重要になっている。

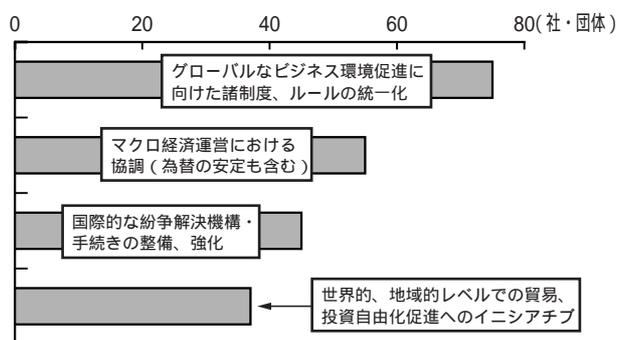
(3) ルール・メイキングの迅速化と求められる民間のイニシアティブ

グローバル化の急速な進展の中で国境の意味が薄れ、企業が国を選ぶようになった今日、企業を引き付ける魅力ある事業環境の制度設計をめぐる競争が行われている。外資への規制を始めとする規制、企業法制、競争法制、標準といった、企業活動に直接関係する分野のルール・メイキングが対外経済政策を遂行していく上で重要な課題となっている。民間企業からも、今後の経済交渉における政府の役割として企業のグローバルな展開を支援するルール・メイキングを求める声が高まっている（第4-2-13図）。

また、その一方で、企業や民間団体が望ましい制度のあり方を政府に提案したり、あるいは自ら進ん

で民間ベースのルール・メイキングを行う取組みも活発化している。今後とも我が国経済が魅力ある市場として発展していくための制度設計を迅速に行い、国際的なルール・メイキングにも積極的に貢献していくためには、民間部門の持つ専門性や能力を尊重しつつ、「市場との対話」を重視したルール・メイキングを行っていく視点が欠かせない。

第4-2-13図 民間企業が期待する今後の経済交渉における政府の役割



(備考) 1. 回答総数89社(送付先330社・団体中/回答率27%)
2. 複数回答。

(資料) 経団連・国際本部(1999)『日米通商・経済交渉および国際経済交渉における民間の役割』に関するアンケート調査より作成。

民間ベースで進む会計基準の国際的調和化

国境を越えた資金調達・投資活動の拡大や、直接金融の進展に伴う投資家保護の要請を背景として、会計基準の国際的調和化が強く求められるようになった。資本市場の主役は企業と投資家であるが、会計基準が統一されていなければ、企業は会計基準ごとに財務諸表を作成するコストを免れない。また、投資家にとっては企業にリスクマネーを提供する際に複数の基準から比較・判断しなければならない。

このような情勢を背景に、民間団体である国際会計基準委員会（IASB：International Accounting Standards Committee）を舞台に国際会計基準作成の作業が進められている。1973年に発足したIASBは、資本市場の国際化が進んだ1980年代後半以降、支持を急速に拡大させていった。特に1987年にスタートした「財務諸表の比較可能性」プロジェクトは、それまで容認してきた会計処理方法の多様性を制限し、財務諸表作成に使用する会計基準の統一化を目指すもので、IASBの大きな変化を意味した。また、同年、各国の監督当局の集まりである証券監督

者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）がIASCの諮問グループに加わったことは、IASCの活動を強力に後押しすることになった。

さらに1995年、IOSCOは、IASCが「コア・スタンダード」（国際的な資金調達を行う企業が使用する包括的な会計基準）を完成させれば、すべてのグローバルな証券市場における国境を越えた資金調達及び上場に対して国際会計基準を用いることを支持すると表明し、2000年5月、この支持を承認した。2000年に入り、欧州委員会やバーゼル銀行監督委員会が相次いで国際会計基準への支持を明確にしたことにより、その影響力は今後、更に高まるものと予想される。また、IASCは現在、市場ニーズに迅速に応えつつ、より一層質の高い、統一された会計基準を作成できる体制を整えるため、理事会メンバー14名のうち12名を常勤とし、各国の国内

会計基準設定機関との連携を強める等の組織改革も進めている⁴⁶。

こうした会計基準の国際化に合わせるように、基準設定機能の向上を図る動きが各国に生まれている。従来、国際会計基準設定の動きをリードしてきた米国、イギリス、カナダ、オーストラリア等のアングロサクソン諸国の会計基準設定主体は、いずれも政府から独立し、専門性をもつ常勤のスタッフを備えた民間団体であり、市場の変化に柔軟に対応してきた。このうち、カナダやオーストラリアでは、基準設定主体の議長に常勤者をあてるという組織改革を最近行っており、更に国内の体制を強化している⁴⁷。これに対してドイツやフランスでは、これまで政府機関の下に非常設型の設定機関を置いていたが、ドイツでは国際会計基準をめぐる急速な事態の変化を受け、民間の常設機関を新たに設置した⁴⁸（第4-2-14表）。

第4-2-14表 各国の会計基準設定主体

	米国	イギリス	フランス	ドイツ
形態	民間機関	民間機関	政府機関	民間機関
名称	財務会計基準審議会 (FASB)	会計基準審議会 (ASB)	国家会計審議会 (CNC)	ドイツ会計基準委員会 (DRSC)
委員の構成	職業会計士 3 証券アナリスト 1 企業・実業界 1 教育界 1 官庁会計界 1 計7名	議長(CA、教授) 1 テクニカル・ディレクター 1 企業、職業会計士、学者他 8 計10名 オブザーバー(政府機関) 2名	会長 1 副会長 6 経済界代表 40 (職業会計士8名含む) 政府機関代表 11 計58名	DRSCの内部組織である基準 設定審議会(DSR)の構成員 経済界 4 職業会計士 2 大学教授 1 計7名
財政支援団体名	財務会計財団(FAF)	財務報告評議会(FRC)	政府	DRSC会員からの会費
年間予算	\$16,000,000(1997年ベース) 約179,000万円	£2,684,000(1998年ベース) 約48,800万円		DM7,000,000 約40,000万円
資金源の構成	(100万ドル) 政府 0 寄付(民間) 5.2 出版 10.8	(1,000ポンド) 政府 1/3 民間(会計士団体) 1/3 民間(他) 1/3 小計 2,161 出版 523	政府100%	民間100%

(資料) 日本公認会計士協会(2000)「我が国の会計基準設定主体のあり方について」より作成。

46 こうした組織改革の中で新たに規定されたIASCの定款には、「各国の会計基準と国際会計基準を収斂させること」という活動目的が付け加えられている。

47 山田(2000)。

48 ドイツのケースについては、古市(1999)に詳しい。

我が国では、近年、証券流通市場における外国人投資家の比率が急速に高まっている（第4-2-15図）。このような状況を受け、1996年11月の橋本総理大臣（当時）が提唱した「金融ビッグバン」による経済の基礎的インフラ整備の一環として、より透明性が高く、国際的に信頼される会計基準の整備が進められてきた（第4-2-16表）。この結果、我が国の会計基準は欧米と比較しても遜色のないものとなっているが、現在、固定資産会計、企業結合会計のあり方等について、議論が行われている。

既に第4章第1節で指摘したとおり、我が国が海外からの投資を受け入れ、構造改革を進めていくためには、透明かつ国際的にも通用する会計基準の整備が不可欠である。そうした会計制度の改革を進めていく上では、国内外の市場の変化に機敏に対応していくことが必要であり、会計に関する実務上の問題点をいち早く把握し、実態に即した解決を図っていくことが重要である。

市場実態の変化とともに会計基準が変化を求められた例としては、時価会計の拡大を挙げることができる。1980年代以降、情報通信技術や金融工学の発

達を背景に、資金取引額の増大やデリバティブといった金融商品の開発による市場の高度化が進み、これが投資家の時価情報ニーズを高めたのである。会計基準は技術革新や企業組織の変化に即応しながら、事業の実態を正確に表すための手法を絶え間なく開発していくことが求められる。

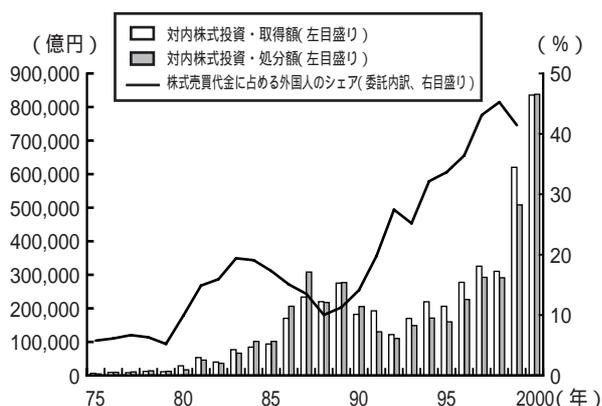
こうした市場ニーズに柔軟に対応していくためには、現実のビジネスがどの様に変化しているかを把握できる者にルール・メイキングを委ねることが適切である。また、透明にして明確なルールを作るためには、特定の利害関係者の影響から離れた独立した機関であることが望ましい。そのため、常設の民間団体を新たに設け、この団体が会計基準の設定において主体的な役割を担うための検討が、我が国でも行なわれている⁴⁹。今後、IASBの大幅な組織改革が進み、ますます国際会計基準の影響が高まっていくことが予想される。こうした中で、会計実務者等の意見を尊重しつつ会計基準設定機能を高め、国際的な議論の場に積極的に意見を発信していくことが重要である⁵⁰。

ISO、IECを中心とした国際標準化活動

製品の品質、性能、安全性、寸法、試験方法等に関する取決めを標準⁵¹といい、そのうち国際的なものを国際標準という。国際標準には、公的な標準化機関において作成されるデジュール標準と、市場における企業間の競争によって決まるデファクト標準があり、このうち前者については民間団体であるISOやIEC等を中心に標準の設定作業が行われている。

WTOの下で成立したTBT協定が、原則として国際規格を国内規格策定の基礎として用いることを求めていることもあり、近年国際標準化活動の重要性はますます高まっている。しかしながら、これまでの我が国企業の国際標準化活動をみると、一部の

第4-2-15図 日本の株式流通市場における外国人投資家比率の推移



(備考) 代金シェアは、30億円以上の正会員ベース(東証第1部銘柄)の各投資部門売買代金(片道計算)が東証第1部売買代金に占める割合。

(資料) 財務省資料、東京証券取引所資料より作成。

49 我が国の基準設定プロセスはこれまで、企業会計審議会（金融庁〔以前は大蔵省〕）が意見書を作成し、日本公認会計士協会が実務指針を定め、金融庁（以前は大蔵省）が政省令をまとめるという形で行われてきた。

50 ただし、民間団体を中心としたルール・メイキングを行う場合にも、規範性の付与をどのように行うか、組織の運営費を誰が負担するのか、独立性と透明性を確保できるのかといった論点について、明確にしなければならない。

51 英語の「standard」は、「標準」、「規格」等と訳される。一般に「標準」の方が広義に用いられ、「規格」はデジュール標準を指すことが多いようであるが、両者に厳密な区別があるわけではない。

第4 2 16表 国際会計基準策定をめぐる状況と、最近の我が国の会計制度改革の動向

年	国際会計基準策定をめぐる状況	最近の我が国の会計制度改革の動向
1973	[6月] 国際会計基準委員会 (I A S C) の設立	
1987	[3月] I A S C が「財務諸表の比較可能性」プロジェクトをスタート [6月] 証券監督者国際機構 (I O S C O) が I A S C の諮問グループに参加	
1989	[1月] I A S C が「財務諸表の比較可能性」公表	
1995	[7月] I O S C O が、 I A S C が「コア・スタンダード」を完成させた場合の受入れを表明	
1996		[11月] 「金融ビッグバン」スタート
1997		[6月] 企業会計審議会、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」公表
1998	[12月] I A S C の戦略作業部会が、組織改革に向け「 I A S C の将来像」を公表 [12月] I A S C が、コア・スタンダードを完成	[3月] 企業会計審議会が「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」、「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表 [6月] 企業会計審議会、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」公表 [6月] 大蔵省と法務省が、「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」を公表 [10月] 企業会計審議会、「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」公表
1999	[11月] I A S C の戦略作業部会が、「 I A S C の将来像への勧告」を公表	[1月] 企業会計審議会、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」公表 [10月] 企業会計審議会、「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」公表 [12月] 自民党・金融問題調査会の企業会計に関する小委員会が、中間報告「企業会計基準設定主体の拡充・強化に向けて(案)」を公表
2000	[5月] I A S C 構成国会議が、組織改革案と新定款を承認 [5月] I O S C O が国境を越えた証券市場における国際会計基準の使用を支持する決議を承認	[3月] 日本公認会計士協会、「我が国の会計基準設定主体のあり方について(骨子)」を公表 [5月] 国際会計士連盟 (I F A C) が藤沼亜紀氏を会長に選出 [6月] 大蔵省に設けられた企業会計基準設定主体のあり方に関する懇談会が「会計基準設定主体のあり方について(論点整理)」を公表 [7月] 金融庁発足 (企業会計審議会も大蔵省から移管)
2001	[1月] I A S C 、新組織に移行	[1月] I A S C 理事会メンバーに山田辰巳氏選出

(資料) 各種資料より作成。

例外を除いて概して消極的であった。例えば、第4

2 17図は、ISOの委員会で規格策定の際に重要な役割を果たす幹事国業務の引受数を示すものである。我が国の業務引受数は、ここ数年増加しているものの依然他の先進諸国に比べて少ないのが現状である。

また、ISOの国際規格審議に参加しても、我が国関係者は国際規格の審議をリードすることは少なく、我が国提案の規格案も少ない水準にとどまっている。例えば、品質管理システムに関する国際規格ISO9000シリーズが1987年に初めて策定された際のように、ルール・メイキングの段階で我が国企業の意向が十分に反映されなかった結果、規格に対する適応のためのコストを強いられたケースも生まれ

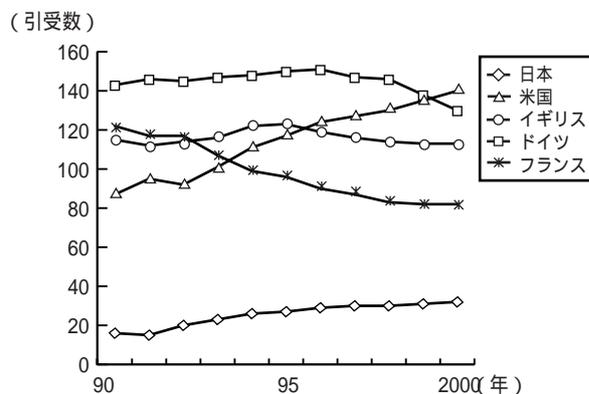
ている⁵²。

我が国の標準化活動の中心は政府が制定する日本工業規格（JIS）制度であるが、民間標準化活動への関与は必ずしも積極的ではなかった。しかし、現在では民間による国際標準化活動を促すため、企業活動の一環である国際標準化活動の中心は産業界が担い、政府は民間が標準化活動を進める基盤の整備を行うという役割分担を進めている⁵³。例えば、我が国におけるこれまでの標準化は、工業標準化法第11条による国主導の工業標準原案（JIS原案）の作成が主であったが、民間からの積極的な関与をより一層促すため、1997年に民間団体等からのJIS原案の提案制度（同第12条）を簡素化する法改正を行った⁵⁴。

一方、米国や欧州は「戦略的標準化」政策を打ち出し、自国の規格を国際規格とすることによる市場拡大を図るため、ISO/IECに積極的に関与する姿勢を見せている。これらの国では、民間団体を中心に標準策定が行われるケースも多く（第4 2 18表）⁵⁵、ISOやIECにおける委員会についても幹事業務を個別企業が引き受ける等、民間部門の標準化活動が活発であり、政府がそれを側面から支援する体制を築いている⁵⁶。欧米の積極的な国際標準化活動の背景には、民間の標準化活動に関する重要性の認識と積極的な参画の伝統があり、我が国でも民間のイニシアティブによるルール・メイキングを促す基盤作りが重要である。

また、政府が取り組まなければならない課題も重

第4 2 17図 ISO幹事国(TC・SC)業務引受数の推移



(備考) 1. 引受数にはIECとの合同委員会の幹事も含む。
2. TCは専門委員会(Technical Committee)、SCは分科委員会(Sub Committee)を指す。
(資料) ISO「MEMENTO」より作成。

52 ISO9000とは、1987年に制定された企業の品質管理体制に関する国際規格であり、現在では国際的な取引における透明な取引先選定基準として国内外を問わず広く普及している。ISO9000の策定が始められた当初、TQMやQCサークルに代表されるように独自の高い品質管理能力をもつ我が国企業の多くは、大きな関心を寄せなかった。しかし、国際取引にISO9000が不可欠となると、その取得のため、我が国企業は社内に専任組織を設ける等、国際規格適合のためのコストを強いられることとなった。ISO9000は2000年末に大幅改定が行われたが、その際には原案策定段階から中核グループに参画し、結果として我が国の意見が大幅に取り入れられた国際規格が発行された。

53 民間重視の姿勢については、例えば日本工業標準調査会(2000)でも打ち出されており、民間の標準化ニーズに応えたJIS規格制定審議体制の再構築、民間の規格制定に対するインセンティブの強化(JIS規格の原案作成者に対する著作権を付与等)が提言されている。

54 改正された工業標準化法第12条は、民間団体等による自主原案の提案があった場合、主務大臣が工業標準制定の必要がないと認めるときには日本工業標準調査会の意見を求める手続きを残すものの、主務大臣が工業標準を制定すべきものと認めた場合は調査会に対する意見徴収手続きを省略して案を調査会に付議するものとした(通商産業省・工業技術院標準部編(1997))。

55 ISO加盟国のうち、国家標準機関が政府機関である国が約80か国であるのに対し、政府機関でない国は約50か国となっている。

56 欧州諸国は、もともと歴史的に国際標準化活動をリードしてきたが、近年では研究開発段階から積極的に標準化との連携を図ることで、産業競争力強化に努めている(例えば、欧州委員会の国際共同研究開発制度である「フレームワーク・プログラム」、「ユーレカ・プログラム」)。こうした取組みは、携帯電話の国際規格化(欧州移動体通信規格GSM)といった形で、着実に成果を生み出しつつある。

また、米国は、政府が必要な規格は政府自らが制定する一方、民間の使用規格は市場原理を尊重する立場から民間の標準化活動に委ねてきたが、近年では国際標準の重要性を認識し、ISO/IECでの幹事国業務引受数、国際規格提案数を急増させているほか、1996年に国家技術移転促進法を可決し官民の連携を強化している。

第4-2-18表 各国の国家標準化機関と政府との関係について

	米国	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ
標準機関(NSB)	米国国家標準協会 (ANS I)	英国規格協会 (B S I)	ドイツ標準協会 (D I N)	フランス規格協会 (A F N O R)	カナダ標準委員会 (S C C)
政府の管轄部署	商務省国家標準技術研究所	貿易産業省	経済技術省	経済財務産業省	連邦政府の関係省庁
NSBの形態・権限	政府とANSI間の覚書により国家規格制定権限が与えられている。	独立した私的機関。政府が法律により標準化を支援するよう制度は存在しないが、王立憲章(1929年)に基づきBSIを支援。	1917年に産業界の私的組織として発足したため、設立法は存在しない。1975年に連邦政府との契約が締結され、現在は国家規格制定権限が与えられた指定法人。	かつては1941年の標準化法により直接的な関与を行っていたが、現在では1984年のデクレ(政令)により権限が大幅に委譲されている。	SCCは法律(SCC法)に基づいて設立された公的機関(独立行政法人)であるため、実質的な関与は他の欧米諸国と比較して大きい。
政府の関与	ANSI理事会に政府関係者が理事として参加。政府が規格の修正、開発中止についてコメントする権利は、他の会員と同様、プロセスにおいて反対を表明する権利を有する程度。	政府が標準化委員会に参加することを規定する法律は存在しないが、BSIの標準委員会に政府代表が3名出席。関係省庁からセクターボード/TCにも参加。	評議会、TCに関係省庁の代表者が参加。しかし、あくまでも一委員としての参加で、政府が国家規格策定に関する最終承認を与えるような仕組みは存在しない。	政府はAFNORの規格案に拒否権をもつ(発動は稀)。また、関係省庁の代表者がAFNOR理事会に参加。	SCC評議会に連邦/地方政府関係省庁の代表者が理事として参加。
資金源 (データは99年)	ANSIに対する政府の補助金は一切ない。収入源は、出版物58%、会員費14%、認定4%、その他サービス24%である。	BSIの規格開発部門の収入構成としては、規格販売59%、会費収入20%、政府補助12%、プロジェクト予算9%。	DNI予算全体の12%が政府からの補助金であるが、この資金は安全・環境といった公的な利益に資する委員会にのみ配分され、他の部門に流用されないよう監視されている。	AFNOR全体(認証サービス)の予算の内訳は、政府補助金21.4%、規格販売26%、会員費5%、サービス45%(契約14.8%、コンサル・訓練・国際支援16.8%、認証7.7%、その他サービス2.2%)、その他6.5%。	SCCの収入の半分は政府からの補助金。残りは国家認定機関としての収入、出版からの収入となっている。

(資料) 経済産業省調べ。

要性を増している。例えば、安全規格や環境に配慮した規格等、市場メカニズムを通じては必ずしも円滑な整備が進み難い公共財的性格を持った規格の作成が挙げられる。このほか、政府の役割として消費者保護、我が国からの積極的な国際規格提案を拡大するための研究開発、産業界への情報提供、人材育成等が挙げられる。

さらに、ISO/IECにおける国際規格策定は一国一票の多数決方式で決定されることから、必ずしも優れた技術が国際規格になるとは限らない。我が国の優れた技術の国際標準化を進める上では、国際的な提携を進めていく視点が重要である。特に、我が国としては、標準化への取組みが遅れているアジア太平洋諸国との協力関係の構築に力を入れており、人材育成事業や、規格の共同開発事業を行っている。こうしたアジア太平洋諸国との連携を通じながら、戦略的な取組みの展開を行っているところである。

2001年2月、日本工業標準調査会は、我が国内外

における標準化活動のより積極的な展開を図るための指針として、標準化ニーズ及びその優先順位、さらには官民の役割分担を明確に示す「分野別の標準化・国際標準化戦略」の作成に着手した。

電子商取引のルール・メイキングをめぐる官民の役割

電子商取引についても、迅速なルール・メイキングが求められている。今後、電子商取引市場が健全な発展を遂げていくためには、誰もが安心して取引に参加できる透明な市場ルールの整備が必要である。

法整備について我が国では、第2章第1節で触れたように、2001年1月にIT基本法が施行されたほか、電子署名法(電子署名及び認証業務に関する法律)を成立させる等、経済のIT化に向けた取組みを本格的に始動させている。経済産業省でも産業構造審議会の下に設けられた情報経済部会、及び消費経済部会において新たな制度基盤の確立に向けた議

論が重ねられているところである。

一方で電子商取引は技術革新の速い分野であるから、事前に規制を加えることは民間部門の自由な活動領域を狭めてしまうおそれがある。民間からの生産的なイニシアティブを妨げるような政府の規制的介入は極力避けるべきで、民間の活力を損なわないよう十分な配慮が必要である。

例えば電子署名法制定の際には、変化の激しいITの分野で特定の技術のみに法的効果を認めることは、技術の進歩の阻害要因となるのではないかという懸念があったことから、技術的な中立性に配慮した立法が行われた。具体的には、現在使われている電子署名は、公開鍵方式による電子署名が大半であるが、新たな暗号技術、電子署名技術の発展の利用可能性を考え、法律上、電子署名を一定の技術、方式に限定しないアプローチをとっている⁵⁷。また、同法は、ユーザーによる自由な認証サービスの選択を可能とする観点から、民間団体による認証業務も可能としている⁵⁸。

民間団体がイニシアティブをとり、自主ルールを作成している例も存在する。例えば、消費者が安心してインターネット通販を利用できるよう、消費者保護策に関し適切な取組みを行っている企業にオンライン上のマークを与えるオンライン・トラスト・マークについては、日本通信販売協会と日本商工会議所が2000年6月より運営を開始している。このトラスト・マーク制度については、米国のBBB（ベター・ビジネス・ビューロー）、イギリスのトラストUK等、海外でも同様のシステムが存在することから、現在国際的な連携と協力のあり方についても検討課題に上っている。

具体的には、各国の二国間ベースで進められている連携の動きに加えて、G B D e（コラム10参照）でも統一されたトラスト・マークの策定について検討されている。ただし、運営の方法・手順等については今後の課題となっており、議論が深められていくことが期待される。

57 酒井（2000）。

58 ただし、同法は認証業務の信頼性を判断する目安として、主務大臣による認定制度について規定している（同法第3章）。この認定制度は、民間団体の自由で多様なサービスの提供を阻害しない観点から任意の制度となっており、認定を受けていない業者も認証業務を行うことは可能である。